

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
殿
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

独立行政法人大学入試センター理事長
山 口 宏 樹
(公 印 省 略)

令和 5 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト志願票及び
訂正届の取りまとめ等の御周知等について (依頼)

大学入学共通テストの実施につきまして、日頃から種々御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

大学入学共通テストの志願票及び訂正届の取りまとめ等については、「令和 5 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト志願票の取りまとめ等について (依頼)」(令和 4 年 8 月 2 日付け入試セ事一第 32 号) のとおり管下の高等学校 (中等教育学校、特別支援学校高等部を含む。以下同じ。) に対して依頼をさせていただきましたが、今年度の出願受付の開始に当たり、貴機関からも改めて、管下の高等学校に対し出願に関する手続きに遺漏の無いよう注意喚起の御協力をよろしくお願いいたします。

つきましては、都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校及び域内の高等学校を所管する指定都市を除く市区町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所轄の高等学校に対し、都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校に対し、下記について御周知いただくようお願い申し上げます。

記

- 1 取りまとめた志願票の提出期間は令和 4 年 9 月 26 日 (月) から 10 月 6 日 (木) (消印有効)
- 2 取りまとめた訂正届の提出期限は令和 4 年 11 月 2 日 (水) (消印有効)

※取りまとめに当たっては、令和 4 年 8 月 2 日付で送付している「令和 5 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト 志願票及び訂正届の取りまとめ要領」の冊子を御参照ください。

※取りまとめの際の参考情報として、「志願票及び訂正届の取りまとめ方法」のスライド資料、説明スライド (字幕付き) や各高等学校からいただいた御質問についての回答等を当センターホームページに掲載しておりますので御参照ください。

https://www.dnc.ac.jp/hspersons/R5_syutuganuketuke_highschool_copy.html

※志願票や訂正届の取りまとめに当たって、御不明な点等がありましたら、下記の間合せ先まで御連絡ください。

《参考》

- ・「令和 5 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト志願票の取りまとめ等について（依頼）」
- ・「令和 5 年度大学入学共通テスト志願票の取りまとめ等に当たっての留意事項」
- ・「令和 5 年度大学入学共通テスト出願後の登録内容の確認等に当たっての留意事項」

問合せ先
独立行政法人大学入試センター事業部事業第一課
電話 03-3465-8600
03-3468-3311（代表）→音声案内 1 番